

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に  
対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1．意見募集方法

（1）意見募集期間

平成27年2月10日（火）～平成27年2月23日（月）

（2）意見募集の周知方法

環境省ホームページに掲載  
記者発表

（3）意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2．意見募集の結果

（1）意見提出者の内訳

	メール	ファックス	郵送	合計
個人	1	0	0	1
団体	0	0	0	0
計	1	0	0	1

（2）整理した意見の総数（意見数 1件 / 延べ意見数 1件）

3．意見と意見に対する考え方について

別添のとおり

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案(概要)  
 に関するパブリックコメント意見・対応一覧

No	御意見		意見に対する考え方	意見件数
	1 該当箇所	2 意見内容		
<b>1 狩猟者登録の申請書に記載する事項の追加</b>				
1	(1ページ9-10行目) 登録都道府県知事の管轄する区域を対象とする法第九条第一項の許可を受け、又は当該許可を受けた者(3)の従事者	上記のような対象者に限定した場合、対象となるのは当該都道府県の猟友会員で且つ鳥獣捕獲員等の人々が対象で、いわゆる一般の狩猟者全般が対象にならない。 そのため、当該法律改正で目的とする鳥獣による農作物の被害拡大抑止等に必要となる人員の増加がほとんど望めない。 基本的には、都道府県を横断的に、且つ全ての狩猟者を対象に狩猟免許登録の無料化が望ましい。	いただいたご意見は、既に決定した平成27年度税制改正の内容に関するものであるため、本パブリックコメントの対象(当該税制改正の内容を踏まえた狩猟者登録制度の整備に関するもの)とはなりません。今後の施策の参考とさせていただきます。	1